

自然災害時の措置について

茨木市では、地震の発生や気象警報等が発表又は発令された場合について、次のように定めています。

1 地震発生時の措置



*震度5弱以上の地震が発生した場合

- ・ 始業前に発生 → 臨時休校
- ・ 授業中に発生 → 授業中止（状況により学校待機、保護者に引き渡すまで保護・監督）
- ・ 登校時に発生した場合は原則登校。下校時は帰宅し、保護者が管理。

*震度5弱未満の地震が発生した場合

- ・ 学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。

※ 臨時休校の期間は、被害状況により異なるため、学校から連絡します。

2 気象警報発表時等の措置

茨木市に「暴風警報」、「レベル4（大雨・河川氾濫・土砂災害）危険警報」、「レベル5（大雨・河川氾濫・土砂災害）特別警報」のいずれかが発表された場合は、次の措置をとります。

*午前7時の時点で「暴風警報」、「レベル4（大雨・河川氾濫・土砂災害）危険警報」、「レベル5（大雨・河川氾濫・土砂災害）特別警報」のいずれかが発表されている場合

- ・ 自宅待機

*午前9時までに上記警報等が解除された場合

- ・ 解除された時点で、安全に注意しながら登校（小学校は給食がありますが、中学校は、簡易給食となります。）

*午前9時に上記警報等が解除されていない場合

- ・ 臨時休校

* 登校後に上記警報等が発表又は発令された場合は、状況により学校待機、保護者に引き渡すまで保護・監督。

* 登校中に発表又は発令された場合は原則登校。下校中は帰宅し、保護者が管理。

* なお、高潮危険警報、高潮特別警報については、休校ではありません。